

秋田県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 秋田県電子処方箋活用・普及促進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）（以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 本事業は、電子処方箋の活用・普及の促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であって、令和4年6月30日薬生総発0630第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）が電子処方箋管理サービスを初期導入（(3)に掲げるものを除く。）するために行うレセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等に係る事業。
- (2) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）の導入に係る事業
- (3) 保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能の同時導入に係る事業

(補助対象経費)

第4条 前条（1）から（3）までに掲げる事業に必要な経費とし、要領の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業における補助対象経費と同じとする。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。

- (1) 次の各表の第2欄に定める基準額と前条に規定する補助対象経費の実支出額を比較して、少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額（要領に基づき基金から交付された補助金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額

に1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (ア) 大規模病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に基づき、同法第 7 条第 2 項各号に規定する病床の合計数が 200 床以上の病院）の場合

1 区分	2 基準額	3 補助率
第 3 条（1）の事業	4 8 6．6 万円	6 分の 1
第 3 条（2）の事業	1 3 5．6 万円	6 分の 1
第 3 条（3）の事業	6 0 2．2 万円	6 分の 1

※金額はいずれも税込み。

- (イ) 病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に基づき、同法第 7 条第 2 項各号に規定する病床の合計数が 200 床未満の病院）の場合

1 対象経費	2 基準額	3 補助率
第 3 条（1）の事業	3 2 5．9 万円	6 分の 1
第 3 条（2）の事業	1 0 0．2 万円	6 分の 1
第 3 条（3）の事業	4 0 5．9 万円	6 分の 1

※金額はいずれも税込み。

- (ウ) 診療所（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に基づく診療所）の場合

1 対象経費	2 基準額	3 補助率
第 3 条（1）の事業	3 8．8 万円	4 分の 1
第 3 条（2）の事業	2 4．5 万円	4 分の 1
第 3 条（3）の事業	5 4．2 万円	4 分の 1

※金額はいずれも税込み。

- (エ) 薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 4 条に基づく薬局）の場合

1 対象経費	2 基準額	3 補助率
第 3 条（1）の事業	3 8．8 万円	4 分の 1
第 3 条（2）の事業	2 5．6 万円	4 分の 1
第 3 条（3）の事業	5 5．3 万円	4 分の 1

※金額はいずれも税込み。

（交付の条件）

第 6 条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 保険医療機関等は、オンライン資格確認等システムを活用して運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備（電子署名に必要な HPKI カード等の保有も含む）し、実際に電子処方箋管理サービスを継続して実施すること。
- (2) 電子処方箋の対応施設であることを、医療機能情報提供制度及び薬局機能

情報提供制度における医療情報ネットで公表するための手続きを行わなければならない。

- (3) 電子処方箋の周知広報を次により行わなければならない。
 - (ア) 電子処方箋の対応施設であることを該当施設のホームページ等に掲載する。
 - (イ) 別に指定する周知広報資材を対象施設に掲示する。
 - (ウ) その他、必要に応じて県が行う電子処方箋の利用促進に資する取組へ協力する。
- (4) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、県の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) 知事の承認を受けて（7）により定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (11) （1）から（10）までの条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

（交付申請及び実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（兼）実績報告書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに、提出しなければならない。

2 知事は、前項の審査にあたって必要があると認めるときは、経理状況その他の事項について当該保険医療機関等に関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができる。

- 3 知事は、第1項の申請書類を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、様式第2号により通知し、遅延なく申請者に補助金を支給するものとする。
- 4 財務規則第256条の規定による額の確定は、前項の交付決定に代えるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第8条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第3号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 知事は、提出書類の記載事項に虚偽があるとき、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が交付されているときは、当該補助を受けた交付決定者に対し、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月5日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年8月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年3月25日から施行する。